

鹿沼市本庁舎/キッチンカー及び移動販売車トライアル・サウンディング実施要領

1 トライアル・サウンディング制度概要

本制度は、鹿沼市（以下「本市」という。）が利活用を検討する公共施設等において、そのフィールド特性を活かした提案事業を試験的に行う民間事業者（以下、暫定利用者）を募集し、一定期間暫定的に事業を試行することで、公共施設が有する利用可能性を調査する制度です。その対象施設は、市が定める利活用検討施設等（市が特定した施設）としています。

本制度は、対象施設の利活用を図り、次に掲げる項目の実現を目的としています。

- ・「新たな市民サービスを創出するための方向性」を見出すこと
- ・「魅力又は可能性」を最大限に引き出すこと
- ・「維持管理に資する新たな方針」を見出すこと

2 対象施設

鹿沼市役所本庁舎_キッチンカー等配置予定地（所在地：鹿沼市今宮町 1688-1）
詳細は、別添本庁舎位置図等を確認のこと。

3 トライアル・サウンディング実施の目的等

（1）トライアル・サウンディング実施の背景

本市は、本市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月策定）に基づき、将来にわたって市民に対する行政サービスの維持向上を図る管理手法として、経営的な視点を導入し、本市の所有する公共施設等の総合的な管理を推進しています。

さらに、平成 30 年 4 月から「鹿沼市公共施設等民間提案制度」を運用開始し、全ての公共施設等の更新や利活用について、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案を随時募集しています。

（2）対象施設の概要

対象施設である「鹿沼市役所本庁舎」は、施設・設備の老朽化や耐震性の不足、環境負荷低減・高度情報化・ユニバーサルデザイン等への対応の限界を理由に再整備事業に着手し、約 10 年の期間をかけ令和 5 年 5 月に完全開庁を迎えました。

明快で使い易い、機能性と効率性を兼ねた新たな本庁舎は、来庁者用駐車場を 175 台（第 1～3 駐車場合計）備えており、気兼ねなく立ち寄れる本市の中心施設として、市民の皆様に親しまれております。

【案内図・写真】

別添本庁舎位置図・航空写真等一覧

(3) トライアル・サウンディングの目的と期待される効果

新たな本庁舎のコンセプトは、「市民、文化、歴史を未来につなぐまちづくりの拠点」としてあります。敷地内における「未利用部分」を効果的・効率的に運用し、本庁舎周辺地区での賑わいの創出の一助となることを目的に、民間事業者によるキッチンカー及び移動販売車（酒類を除く）の出店を図ることとしました。

そこで、キッチンカー等出店の有用性を調査するトライアル・サウンディング制度を実施し、今後の事業化の参考とさせていただく考えです。キッチンカー等をお持ちの民間事業者の方々は、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

(4) トライアル・サウンディング後

今回の実施を通じて、本庁舎でのキッチンカー等の利用状況等からその有用性が確認された場合、**正式な事業化への移行を予定しています。**

※事業化の際には、トライアル・サウンディング時には減免している行政財産使用料＋電気使用料金を明示し、改めて事業者募集を行います。

4 対象施設の情報

【鹿沼市役所本庁舎】

所在地	鹿沼市今宮町 1688-1
土地面積	9,054.42 m ² (本庁舎敷地 (第1駐車場のみ))
来庁者駐車場台数	第1駐車場 (本庁舎敷地内) : 121台 第2駐車場 (今宮神社北側) : 29台 第3駐車場 (今宮神社南西側) : 25台
電気コンセント	利用可/100V (行政棟外部西側保守用コンセント) ※電気ドラム等は自前で用意
営業可能日	平日 : <u>午前10時から午後4時まで</u> <u>※午前9時から準備可能。片付け後、午後5時までに敷地内から退出すること。</u> ※なお、緊急の工事等、又催事等の実施により出店が困難と判断した時は、営業を取りやめることとします。 <u>ただし、材料費、人件費、売上げなど一切の損失については、補填或いは保証はいたしません。</u>
出店場所	キッチンカー配置配置予定地 : <u>1日1台ずつ</u> ※申込が多い場合は、状況を確認して1日2台まで可

5 使用許可

市行政財産のため「行政財産使用許可申請書」により、許可をいたします。

販売品目は、酒類を除く飲食物 (自動車関係の営業 (調理営業・販売業) で栃木県の保健所より許可を得ているもの) とします。その他の商品についても、許可条件がある

場合、その許可を得ている商品・サービスとします。

(1) 提出書類

- ア) 行政財産使用許可申請書（トライアル・サウンディングのため使用料は減免）
- イ) 事業概要書（任意様式）
利用希望者、事業の名称、事業内容、スケジュールを記載してください。
- ウ) 団体代表者の住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）
申請日から3か月以内に取得したものに限りです。
- エ) 誓約書（要領様式2）
- オ) 出店車両の営業許可証、車検証の写し

6 暫定利用者の資格要件等

(1) 暫定利用者の参加要件

食品を販売するにあたり、次に掲げる全てを満たしていることが要件です。

- ア) 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。）を有すること。
- イ) 販売品目に応じて、食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有すること。
- ウ) 出店期間内において営業許可書の期限が有効であること。
- エ) 生産物賠償責任保険（PL保険等）に加入している者。
- オ) 移動販売車は出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない。ただし、リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能とする（使用者および名義が、法人と法人に雇用されている個人の場合には同一とみなす）。
- カ) 車検が有効期限の満了日を過ぎていないこと。
- キ) その他、営業に必要な許可や資格及び市が必要とする要件を有する者。

(2) 暫定利用者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、暫定利用者及び暫定利用者の構成員になることができません。応募後においても同様の取扱いとします。

- ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ) 銀行取引停止処分を受けている者
- ウ) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者、
- エ) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者
- オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条に規定する団体またはその構成員。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者

- キ) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等の滞納をしている者
- ク) 政治性、宗教性のある者
- ケ) 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

(3) 暫定利用に関する留意事項

ア) 費用負担

暫定利用に関する費用は、原則暫定利用者の負担とします。

※行政財産使用料は、期間中減免とします。

※庁舎外側コンセント利用の電気代は、上記と同様、期間中減免とします。

イ) 提出書類の取扱い・著作権等

- ①提出書類の著作権は暫定利用者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。
また、暫定利用者の書類及びその内容については、提案審査以外では暫定利用者に無断で使用しないものとし、第三者に情報を漏らすこともありません。
- ②暫定利用の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った暫定利用者が負うものとし、ます。

ウ) 法令等の遵守

暫定利用に当たっては、事前に暫定利用者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

エ) 守秘義務

暫定利用にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。

オ) 失格事項

暫定利用者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③本要領に定める手続きを遵守しない場合

カ) その他

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に十分配慮願います。
- ②今後、利用者の募集をする際、トライアル・サウンディングへの参加実績は後の選定プロセスに影響を与えるものではありません。
- ③書類提出後に辞退する場合は、辞退届（要領様式1）を提出してください。
- ④責任及びリスク分担の考え方として、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行することとします。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとし、ます。
- ⑤暫定利用者は、許可書に記載された条件を遵守して公共施設を使用してください。
なお、使用期間中は、許可書を携行願います。
- ⑥事業終了時は、原状復帰の上、返却することとします。

- ⑦申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止することがあります。

7 トライアル・サウンディング流れ

	内 容	日 程
1	トライアル・サウンディング 対象期間	令和6年12月2日(月) ～令和7年5月30日(金) 事務局(行政経営課)と日程調整のうえ随時実施
2	暫定利用申請 (行政財産使用許可申請書等を提出)	令和6年11月25日(月)～ 暫定利用を希望する民間事業者から申請を受理
3	内容審査	随時処理 申請内容を事務局(行政経営課)で審査
4	使用許可	審査を通過した事業者は「行政財産使用許可書」を発行し、その使用料や電気利用料は 減免とします 。
5	暫定利用	平日：午前10時から午後4時まで(曜日ごと) ※各曜日、1日1台ずつが原則。 ※希望者が多い場合は、それぞれの許可事業者と実施日程を調整していくものとします。
6	ヒアリング・実績報告	暫定利用終了後に実施する。

8 ヒアリング・実績報告

(1) ヒアリング

暫定利用期間終了後、事務局が実施するヒアリングについて、暫定利用者は協力しなければなりません。実施日時は、両者が合意した日時にて実施します。

(2) 実績報告書の提出

暫定利用期間終了後、暫定利用者は利用実績をまとめ実績報告書(要領様式3)とともに、資料を市に提出してください。なお、報告内容として、事業採算性、課題等を記載してください。

1.2 事務局

窓 口：鹿沼市今宮町 1688-1

鹿沼市行政経営部行政経営課公有財産活用係

電話：0289-63-2481

Mail：gyouseikeiei@city.kanuma.lg.jp

(施設所管部局：行政経営部行政経営課)